

会員規程

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人シリウス（以下、「当法人」という。）の入退会及び会員の権利義務に関する手続きを定める。

(会員種別)

第2条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し、当法人の運営を担うために入会した者
- (2) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、当法人の運営を援助するために入会した者
- (3) サポート会員 当法人の目的に賛同し、正会員、賛助会員をサポートするために入会した者

(入会)

第3条 当法人の会員となるには、所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(入会金及び会費)

第4条 正会員及び賛助会員は、社員総会において別に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

(会員の義務)

第5条 正会員及び賛助会員は、当法人と業務委託契約を締結し、当法人が依頼者との間で締結した業務の実務を担うものとする。

2 前項の実務については、当法人からの要請に従い、6カ月ごとに経過を報告するものとする。

(報酬等の受領)

第6条 正会員及び賛助会員は、当法人が受領した業務報酬のうち、当法人の経費等に充当する金額を除いた額（以下、「受託報酬」という。）を受領することができる。

2 前項の経費等に充当する金額及び受託報酬は別紙のとおりとする。

(任意退会)

第7条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第8条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、正会員及び賛助会員は社員総会の決議によって、サポート会員は理事会決議によって、当該会員を除名することができる。

- (1) 定款その他の規則に違反をしたとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第9条 前2条の場合のほか、正会員及び賛助会員は、次のいずれかに該当するに至ったとき、サポート会員は次の(2)及び(3)に該当するに至った時は、その資格を喪失する。

- (1) 第4条の支払い義務を半年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (4) 当該会員が第5条の業務委託契約を解除したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第10条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(改廃)

第11条 この規定の改廃は、理事会の決議による。

(附則)

この規定は、令和6年4月12日から施行する。

別紙 1

入会金・会費

	入会金	年会費	備考
正会員	10万円	1万円	毎年12月に納付
賛助会員	5万円	5千円	毎年12月に納付
サポート会員	不要	不要	

経費等に充当する金額及び受託報酬

1. 第6条に規定する経費等は、当法人が受領した業務報酬のうちの2割とする。ただし、当法人設立後当面の間は3割とし、法人の収支実績を勘案して理事会の決定をもって2割に戻すこととする。
2. 当法人が受領した業務報酬は、毎月末日で締め、当法人は、翌月20日までに受託報酬を支払うものとする。
3. 会員は、業務履行に伴い生じた交通費等の経費及び立替費用を当法人に請求することができる。
4. 当法人は、会員から請求があった交通費等の経費及び立替費用について、必要と認めたものについては、受託報酬に準じて支払う。

以上

様式 1

入会申込書

私は、一般社団法人シリウスの会員規約に同意し、入会を申し込みます。

申込日 (西暦) 年 月 日

1. 会員種別 (いずれかに○)

正会員 賛助会員 サポート会員

2. 入会者情報

① (事務所) 住所

② 氏名

③ 電話番号

④ 携帯

⑤ F A X

⑥ メールアドレス

以上

様式2

退会届（退社届）

一般社団法人シリウス
代表理事 様

私は、(西暦) 年 月 日をもって一般社団シリウスを退会(退社)
します。

(西暦) 年 月 日

(事務所) 住 所

氏 名
